高知市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第１項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する報告の求め等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

（指導方針）

第２条　指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）又は指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、高知市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第13号）、高知市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第14号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）（以下「指定基準」という。）、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）、指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導の形態及び頻度）

第３条　指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

⑴　集団指導

集団指導は、原則として一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとするが、閲覧状況等の確認が可能な媒体によるオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信及び資料等の送付による実施も可能とする。

⑵　運営指導

運営指導は、次の指導について、原則として実地に行うものとする。この場合において、効率的な実施の観点から、当該指導をそれぞれ分割して実施することができる。

ア　自立支援給付対象サービス等の実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備及び利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

イ　最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ　報酬請求指導

自立支援給付に係る費用の請求の適正実施に関する指導

2　運営指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助を行う事業所については3年に1回以上、その他のサービスを行う事業所については原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上の頻度で実施するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、新たに指定した障害福祉サービス事業者等については、当該指定後3年以内に（就労継続支援A型を行う事業所については、当該指定の半年後を目途に）運営指導を実施するものとする。

4　前2項の規定にかかわらず、過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合その他の障害福祉サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、優先的に運営指導を実施するものとする。

（指導対象の選定）

第4条　指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の方針に基づいて対象の選定を行い、指導を実施するものとする。

（集団指導の対象の選定基準及び実施方法）

第5条　集団指導の対象の選定は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて行うものとする。

2　市長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ当該障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

⑴　集団指導の日時及び場所

⑵　出席者

⑶　指導内容等

3　集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正の内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとし、当該集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等に対しては、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴及び資料の閲覧状況について確認するものとする。

（運営指導の対象の選定基準及び実施方法）

第6条　運営指導の対象の選定は、運営指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等を対象に行うものとする。

2　市長は、運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により原則として運営指導を実施する日の1か月前までにあらかじめ通知するものとする。ただし、指導の対象となる事業所において障害者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したならば当該事業所の日常におけるサービスの提供状況等を確認することができないと認められるときは、指導開始時に通知するものとする。

⑴　運営指導の根拠規定及び目的

⑵　運営指導の日時及び場所

⑶　指導担当者

⑷　出席者

⑸　準備すべき書類等

3　運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行うものとする。なお、施設・設備及び利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるもの

とし、活用に当たっては、障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

４　市長は、運営指導の結果を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するとともに、改善が必要と認める事項があるときは、当該事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

（監査への変更）

第７条　市長は、運営指導の実施中に次に掲げる場合に該当するときは、当該運営指導を中止し、直ちに高知市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成24年４月１日制定）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

⑴　自立支援給付対象サービス等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

⑵　自立支援給付に係る費用の請求等について、不正があると認められる場合又は不正の疑いがあると認められる場合

⑶　不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

⑷　障害者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（指導拒否への措置）

第８条　市長は、運営指導の対象となる障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく当該指導を拒否したときは、監査を実施するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対して行う指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年７月19日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年11月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月16日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月18日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年10月６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。